

第4章 英国の「農業法 2020」等に基づく新たな農業政策の展開

—農業の生産性・活力向上と持続可能性の両立に向けて—

桑原田 智之

EU 離脱後の英国においては、農業分野を取り巻く通商、労働市場・移民政策、環境・持続可能性等に係る諸状況・諸課題を踏まえ、環境への貢献、生産性向上等を目指す新たな農業政策の展開が図られようとしている。このような状況を踏まえ本稿は、EU 及び共通農業政策（Common Agricultural Policy）（以下「CAP」）離脱後の英国の新たな農業政策や関連する通商政策、移民・労働政策等について論及する。第1節では英国の農業分野を取り巻く通商、労働市場、環境等の諸状況・諸課題、第2節では2020年11月に法制化された「農業法 2020」の全体像、英国内における政策の多様化、国内外の通商環境やWTO規律等国际ルールとの関係から政策を収斂（しゅうれん）させる仕組み等、第3節ではイングランドにおける新たな農業政策の方向性を概観する。第4節から第6節では研究開発・イノベーション、人材育成を含む個別具体的な政策を論じ、第7節では、新たな農業政策体系が、英国全体のより広い政策・目標等とどのようにリンクしているかについて論じることとする。

1. 英国の農業分野を取り巻く通商、労働市場、環境等の諸状況・諸課題

（1）通商環境の変化、競争力強化の必要性等

EU 離脱後の英国は、通商面においては、EU 諸国を含む諸外国を競争相手として交易を行う必要や、WTO 等国际ルール遵守を英国独自で確保する必要性が生じる。加えて、グローバル・ブリテン戦略の旗印の下、2022年までに英国の貿易総額の80%をFTAで網羅する、農産物・食品を含め輸出を積極的に推進する等の目標を掲げており、これら通商環境・通商条件の変化に照らすと英国農業の競争力強化は重要な課題の一つと考えられる。加えて、以下に述べるとおり、英国の農業・農業政策を巡っては、移民・労働市場、環境、生産性への問題意識の観点等からも変革に向けた示唆・モメンタムは大きい。（第1表は近年における通商、移民・労働市場等に係る動向を整理したものである）。

（2）農業労働市場の変化、移民政策の変更

移民政策に関しては、2021年1月1日から英国においてポイント・ベースの新たな移民政策が導入され、「Skilled Worker visa」の仕組みが導入された^①。この仕組みは、英国政府の技能・言語等に係る基準（第2表）において70点以上（うち雇用者からの内定（20点）、適切な技能レベルの職業であること（20点）、必要なレベルの英語能力（10点）は

必須）以上のポイントに該当する移民労働者のみ受入れ可能とする制度である。

第1表 通商、移民・労働市場等に係る近年の動向

通商	移民・農業労働市場	農業その他
2016年6月 EU離脱に係る国民投票 2017年3月 英国・EU間の離脱交渉開始 2019年10月 英国・EU間の新たな離脱協定案につき合意 2020年1月30日 英国がEUから離脱 2020年5月 英米FTA交渉開始 2020年6月 英豪FTA、英NZ・FTA交渉開始 2020年12月31日 離脱に係る移行期間終了 2021年1月 関税同盟・単一市場から離脱 英国・EU通商・協力協定暫定発効 日英包括的経済連携協定(EPA)発効 2021年2月 CPTPPへの加入を正式申請	2019年3月 季節農業労働者パイロットスキーム開始 2020年2月 ジョンソン政権「新たな移民政策の方針」発表 2020年12月 季節農業労働者パイロットスキームの1年延長発表 2021年1月 ポイント・ベースの英国の新たな移民制度開始(未熟練労働者は原則受入不可)	2017年1月 合同閣僚委員会(対EU交渉)：共通フレームワークに係る合意 2018年11月 英国政府：共通フレームワークに係る分類公表 2020年1月30日 CAPから離脱 2020年11月 「農業法2020」女王陛下裁可 2021年 農業の移行期間開始(直接支払い縮減開始) 2024年 環境土地管理(ELM)本格開始 2028年 農業の移行期間終了

資料：UK Government, UK Visas and Immigration 等の公表資料を基に筆者作成。

注. ELM: 環境土地管理 (Environmental Land Management)。英国で新たに導入される農業環境政策。

ここで必須要件の一つである「適切な技能レベル」をみると、英国における資格規定フレームワークである RQF⁽²⁾において「RQF3」（高校卒業水準）及びそれ以上が必要とされており、英国の施設園芸等において依存度の高い農業分野の外国人労働者の多くは受入れ対象とならない。

このような状況の中、農業労働の需要サイドから収穫期等の多忙期における労働者の供給不足懸念が示されたこと等を踏まえ、環境・食料・農村地域省（以下「Defra」）は 2019 年から 2021 年にかけて季節農業労働者のパイロットスキームを実施している（本パイロットスキームは、収穫期等の多忙期に限りあらかじめ定めた人数の農業労働者の受入れを実施。2021 年は 3 万人受入れ予定）。

第2表 英国のポイント・ベースの移民受入制度における要件とポイント

要件	必須か否か	ポイント	要件	必須か否か	ポイント
雇用者からの内定	必須	20	2万5,600ポンド以上の収入	必須でない	20
適切な技能レベルの職業であること	必須	20	移民助言委員会が指定する職業不足リストに記載された職業であること	必須でない	20
必要なレベルの英語能力	必須	10	教育水準：職業に関連した博士号(STEM分野以外)	必須でない	10
2万480ポンド～2万3,039の収入	必須でない	0	教育水準：職業に関連した博士号(STEM分野)	必須でない	20
2万3,040ポンド～2万5,599の収入	必須でない	10			

資料：UK Government, UK Visas and Immigration を基に筆者作成。

注. STEM は、Science, Technology, Engineering, Mathematics を総称した略語。

他方英国では、安易な移民受入れ等を行うのではなく、生産性の向上、機械化・自動化の促進、国内失業者等への経済的インセンティブ付与による労働者確保等の必要性を指摘す

る声もある（2018 年オックスフォード大学における筆者意見交換⁽³⁾等）。労働政策，移民政策の変化は，生産性に係る議論に重要な示唆を有していると位置づけることができる。

（３）環境・持続可能性

現在英国においては「Net Zero」目標⁽⁴⁾が英国政府全体の最優先課題の一つとされるなど，環境・持続可能性確保・気候変動対応等への取組が一層重要課題とされている。このような中，農業部門を含めた経済全体を通じた行動が課題解決に向け不可欠であり，特に農業部門の取組は環境の改善等に大きく寄与することが期待されている。（新たな農業政策体系と，環境・持続可能性等英国政府全体のより広い政策・目標との連携は第6節参照）。

また，英国においては，適切な農薬・肥料の使用や土地管理等を通じた環境保全・向上が，自然環境への貢献を通じた持続可能性等の向上にとどまらず，生産性向上の重要な鍵になるとの見方も強く有されている。環境に資する土地管理を行う農業の推進により，土壌改善，水質の浄化等農業の生産資本である自然資本の滋養が図られることで，短期ではリターン最大化に制約が課される場合であっても，中長期的に農業の生産性向上を下支えする効果も期待できよう（桑原田，2019a）。これらを踏まえ，直接支払いの廃止，新たな農業環境政策等が検討されているところである。

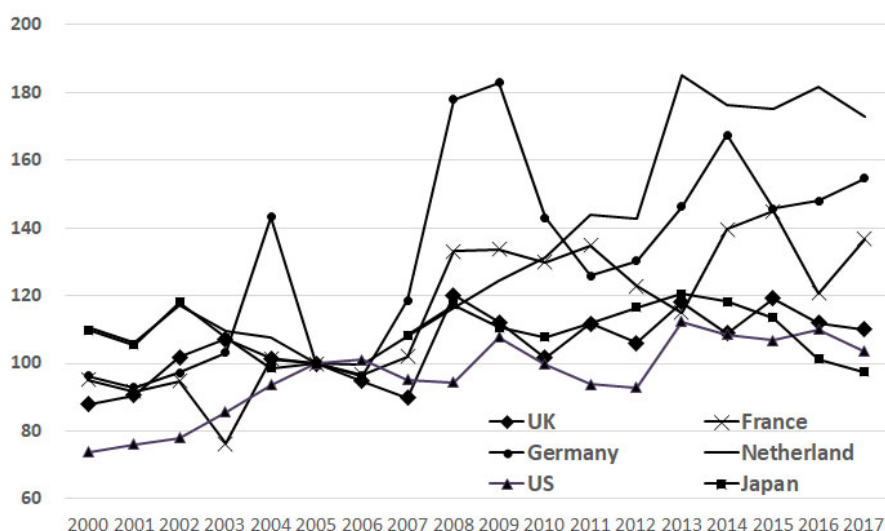
（４）CAP 下の直接支払い，生産性に係る問題意識

英国（スコットランドを除く）においては，CAP 下の直接支払いは土地の規模に応じて多額の所得補償を行うものであり農業者による生産性向上インセンティブの阻害要因になっているとして直接支払いの廃止又は縮減の方向性が示されている。

第1図は，EU 主要国及び日米の農業者1人当たりの産出付加価値額について，英国において単一支払い（2003 年 CAP 改革で導入決定されたデカップル支払い。生産水準と切り離し土地面積に応じた支払いを行うものであり，現在の CAP の基礎支払いの前身の制度）が本格的に導入された 2005 年を基準年として指数化した上で，労働生産性の変化の推移として国際比較を行ったものである。

EU 加盟国であるフランス・ドイツ・オランダについて，2005 年の前後の伸率の推移を見ると単一支払い導入後の方が高い。また，2005 年以降におけるこれら EU3 か国の伸率は日米に比べて高い。このため，このデータからは，EU における本格的なデカップル支払いの導入が労働生産性の停滞を招来したとまで言い切ることは難しいと思われる。

しかし，2005 年以降における英国の労働生産性の伸びは，a. 2005 年以前に比べ低い水準で推移していること，b. 近年（2013 年以降）は一貫して減少傾向にあること，c. 他の EU 加盟国に比べて 2005 年以降の伸びは劣位しており，これらを踏まえると英国において生産性向上に向けた取組の必要性が強く認識されていることについてその問題意識をくみ取ることが可能である。



第1図 農業の労働生産性（付加価値ベース）の国際比較

資料：FAOSTAT データを基に筆者作成。

注（1）労働生産性は、「Agricultural Value added per worker」（2010年のドル基準で実質化）の数値を使用。

（2）各国 2005 年=100 として指数化。

2. EU 離脱後の新たな政策を方向付ける「農業法 2020」の制定

英国は EU 離脱の日（2020 年 1 月 30 日）において、CAP から離脱した。2018 年 EU 離脱法（European Union (Withdrawal) Act 2018）（以下「離脱法」）の下 EU 規則の内容が英国国内法に置き換えられる等の法令上の手当が行われてきたが、新たな農業政策を規定する法律体系は定められていなかった。（2020 年における英国の農業者に対する直接支払いについては、英国全体を適用対象とした国内法（Direct Payments to Farmers Legislative (Continuity) Act 2020）が制定された⁵⁾。しかし、本立法措置は暫定的な措置であり、EU・CAP 離脱後の英国の新たな農業政策の展開に向けては新たな国内法が必要となる）。これらを踏まえ、本節においては、新たな国内法の全体像、連合王国構成国間で多様化する政策と、英国全体としてそれらを収斂させる仕組み等について論及する。

（1）農業法 2020（Agriculture Act 2020）の全体像

2020 年 11 月 11 日に、英国議会で審議の行われてきた「Agriculture Bill 2019-21」は、女王陛下の裁可（Royal Assent）を受け、農業法 2020（Agriculture Act 2020）（以下「新農業法」）が法制化された（章末の別表は新農業法の全体構成）。

同法は EU 離脱後の CAP に代わる新たな農業政策について、農業支援を中心として新たな法令上の枠組みを提供するものである。具体的に同法においては、CAP 下の直接支払いを順次縮減・廃止し、これに代わる新たなアプローチとして「公的資金を公共財に（public money for public goods）」の考え方の下、環境の維持・向上に資する土地管理等に財政資金を提供する新たな環境土地管理（Environmental Land Management）（以下「ELM」）

政策を導入することが柱の一つとされている。そしてこのために同法においては、ELM 下で支払い対象となる公共財の考え方や、ELM の具体的ルールの設定権限に係る Defra 担当大臣への委任規定等が含まれている（同法第1編、第2編等）。

このほか新農業法には、食料安全保障、サプライチェーンにおける透明性・公平性、表示・包装等農産品の販売基準、WTO 農業協定の遵守に係る規定等が置かれている。

（２）新農業法の適用対象構成国

ただし、新農業法の規定は全てが必ずしも英国全体に対して適用されるものではない。具体的には、新たな農業支援スキーム（直接支払いに代わる ELM の導入）や農産物市場への介入に係る規定などの助成的措置についてはイングランドのみが適用対象となっている（第3表は、新農業法の規定について適用対象を構成国別に整理したものである）。

第3表 新農業法の規定の適用対象（構成国別）

英国全体に対して適用	・食料安全保障(Defra担当大臣による議会への報告義務)に係る規定(法第2編第1章) ・サプライチェーンにおける公正な取引義務に係る規定(法第3編第2章) ・肥料規制に係る規定(法第33条) ・動物の個体識別・トレーサビリティに係る規定(法第34条) ・有機産品に係る規定(法第38条及び第39条) ・WTO農業協定上の義務の遵守に係る規定(法第6編) 等
イングランドに対してのみ適用	・新たな農業支援スキームに係る規定(法第1編) ・農産物市場への介入に係る規定(法第2編第2章) ・サプライチェーンにおけるデータの収集と共有(法第3編第1章) 等
北アイルランド・ウェールズに対してのみ適用	・北アイルランドにおける現行の農業支援スキームの維持に係る法的根拠等に係る規定 ・ウェールズにおける新農業法の適用期間 (ともに法7編)

資料：新農業法の条文を基に筆者作成。

（３）適用対象国が異なる背景と農業政策収斂の必要性・仕組み

次に、このように新農業法の適用が連合王国構成国によって異なることとなった背景としての農業の権限委譲、そして EU 離脱後高まる政策収斂の必要性和そのための仕組み（共通フレームワーク）等について論及する。

1) 連合王国構成国への農業の権限委譲と政策収斂の必要性

新農業法の適用対象が連合王国構成国間で異なっている背景には、英国においては、従来、連合王国の構成国たるスコットランド・ウェールズ・北アイルランドと英国政府間の取決め（settlements）において、農業に係る権限は各構成国に権限移譲されてきたことがある。英国の EU 離脱前は、EU ルールの下で各構成国の政策は一定程度収斂していたが、離脱後は、従来 EU が有していた立法・規制権限が英国（連合王国構成国）に戻ることから、WTO 等国際ルールへの遵守、英国国内市場の円滑な機能確保、対外的な通商相手国・地域との円滑な取引の必要性等に鑑みると、権限移譲された下での政策の多様化・相違のみならず、収斂度合いを管理・調整する仕組みが必要（桑原田，2019a）であろう。

2) 政策収斂に向けた仕組み（英国全体のフレームワーク）に係る議論・分類

このような問題意識を踏まえ、2017年10月に開催された合同閣僚委員会(対EU交渉)(英国首相、各構成国政府の首相等で構成)においては、EUレベルで有されてきたルール・政策立案等に係る権限について、a. 英国の国内市場の機能、b. 国際的な義務の順守の確保、c. 新たな貿易協定や条約の交渉等、d. 共有資源の管理、e. 英国の安全の確保のため必要なものについては、共通フレームワークを設けることが合意された。

当該合意原則を踏まえ、英国のEUからの離脱に伴い今後EUから英国に移行される立法・規制権限について、英国全体の法制上・非法制上の共通アプローチの必要性を検討すべきものとして、英国政府が2018年3月に公表した分類が第4表であるが、同表下段に農業支援をはじめとして農業関係の事項が多く挙げられていることがわかる。

第4表 EUの立法・規制権限に係る英国全体の共通フレームワークの必要性に係る整理

	EU法令の分野(農業・食品分野)
共通フレームワークは不要	洪水リスクマネジメント、水質、水資源、森林(国内)、土地利用
非法制上の共通フレームワークが必要となる可能性がある分野	生物多様性、海洋環境、自然環境、環境報告に係る空間情報、廃棄物管理
全部又は一部において、法制上の共通フレームワークの検討が必要な分野	農業支援、肥料規制、GMO販売・作付、有機農業、動物飼育、動物衛生・トレーサビリティ、動物福祉、化学品規制(農薬含む)、オゾン、農薬(環境関連)、廃棄物包装・製品規制(環境関連)、漁業管理・漁業支援、食品安全法・食品衛生法、食品栄養基準、食品表示、植物衛生・種苗、食品に係るGI

資料: UK government (2018) を基に筆者作成。

3) 農業分野における英国全体の共通フレームワーク形成の実際

これまでみてきたとおり新農業法に包含される規定内容自体が、農業政策に係る助成的・規制的措置について網羅的なものとは言えず(同法の全体構成は章末の別表参照)、また、同法の規定のうち英国全体に対して適用される規定は第3表のとおり限定的であるが、このことは必ずしも英国における共通ルール等が存しないことを意味するものではない。

具体的には例えば、同法体系外で食品安全・食品衛生、栄養表示、有機製品の生産等の分野においては、離脱法の下、EU規則の内容が英国国内法に置き換えられた上で、英国の実情や政策意図等に即して所要の改正等を行う立法措置が講じられてきている。

このように、連合王国構成国への権限移譲分野である農業分野において、EU離脱後の新たな農業政策体系の下で英国全体としての共通フレームワークが必要な分野については、新農業法の規定のうち英国全体に適用される規定(第3表上段)に加え、同法の法体系以外で定められる各種法・規則等が相互に組み合わさり、助成的措置(農業支援等)、規定的措置(食品安全等)共に共通フレームワークが引き続き形成されていくと考えられる。

(4) 共通フレームワークの実際例：農業支援施策における多様化と収斂

次に農業支援を例に、政策の多様化・相違と収斂(共通フレームワーク等)に論及する。

農業支援については、権限委譲の対象の観点からは各構成国に権限移譲され独自の政策が立案され得る分野である一方、2018年11月の英国政府分類（第4表）において「全部又は一部において、法制上の共通フレームワークの検討が必要な分野」とされている。以下に示すとおり、各構成国において農業支援の多様化に向けた検討が進展する一方で、2020年11月に制定された新農業法においては、WTO 農業協定上の義務履行ルール等の観点から各構成国の支援措置に対して一定の法制上の制約が設けられたところである。

1) 各構成国における農業支援の多様化

CAP 離脱後の直接支払いの存置・廃止等については、各構成国において検討が進められてきたが、現時点における検討状況は第5表のとおりである。大別すると、イングランド及びウェールズにおいて直接支払いは、生産性向上の阻害要因となる等として廃止、スコットランドは直接支払いを維持、北アイルランドは縮減の上存置する方向である。（各構成国間の農業支援に係る相違・共通点等に係る詳細については、桑原田（2019a）や英国における WTO 上のデカップル支払いについて論じた桑原田（2019b）を参照）。

第5表 連合王国構成国における直接支払いの存置・廃止等に係るスタンス

イングランド	・2020年12月新農業法が成立。 ・直接支払いは2027年に向け順次縮減の上廃止。環境への貢献等公共財提供に対して公的資金を提供する新たなアプローチを導入。
スコットランド	・2020年8月「Agriculture (Retained EU Law and Data) (Scotland) Act 2020」（農業(EU法の維持・データ)(スコットランド)法2020)が成立。 ・直接支払いを含むCAPの主たる規定が、引き続き適用されることが法制化。
ウェールズ	・Agriculture(Wales)Bill(農業(ウェールズ)法案)の立案に向け、農業(ウェールズ)白書に対する国民への意見募集を実施中(2020年12月16日から2021年3月26日)。 ・同白書では、CAPの直接支払いを「持続可能な農業スキーム」に置き換えることが提案。
北アイルランド	・2018年に「北アイルランドの将来の農業政策フレームワーク」と題する文書において新たな農業政策について国民への意見募集。 ・同文書では、CAPの直接支払について、縮小した上で残し、農業者に対して基礎的で予見可能な収入源を確保するとの方針が提示。

資料：Welsh Government (2019) 等を基に筆者作成。

2) 英国全体としての WTO 規律等国际ルール遵守の仕組み

WTO ルールとの整合性について、特に農業の国内支持については、WTO 農業協定上貿易歪曲(わいきょく)的な政策(「黄」の政策)として削減対象となる助成合計量(Aggregate Measurement of Support) (以下「AMS」)の上限について、英国全体として国際的コミットメントを遵守することが必要となる。特に、EU 離脱後の英国においては、イングランド・ウェールズ等においては「公的資金を公共財に」との考え方の下環境向上等に資する取組に対して幅広く財政資金が提供されることが検討されており、この新たな公的支援の手法は WTO 農業協定上「黄」の政策に分類される可能性があると考えられる。

このような状況を踏まえ、新農業法においては、WTO 農業協定の下で英国全体として遵守すべき国際的な義務履行のため、主として以下の規定が設けられた。

- a. Defra 担当大臣に対して、英国全体及び各構成国別の国内農業支持の上限を設定する権限を付与（同法第 43 条及び第 44 条）
- b. Defra 担当大臣に対して、国内支持の分類設定や当該分類に係る各構成国間の最終調停等を行う権限を付与（同法第 43 条及び 45 条）

各構成国別の国内農業支持の上限設定・分類等については、各構成国の農業支援の制度設計と密接に関連するものであることから、Defra 担当大臣に上限設定・分類等に係る権限が付与される一方で、各構成国においては、農業支援政策への同大臣の介入を警戒する声も根強い。農業法案に係る委任権限に係る覚書（Delegated Powers Memorandum）

（2020 年 1 月公表）では、第 328 パラグラフにおいて、法案第 40 条（議会における修正後法第 43 条）等の規定に基づいて Defra 担当大臣が国内支持の上限設定、分類設定等に係るルールを定めるに当たり各構成国による精査を経る必要がある旨規定されている。今後、同大臣と各構成国の間での精査・協議等が円滑に進展するか注視が必要であろう。

3. イングランドにおける新たな農業政策の展開

（1）新たな農業政策の概要

イングランド⁽⁶⁾においては、農業法 2020 等に基づき、環境・持続可能性に係る課題の重要性の高まり、農業労働市場や移民政策の変化、通商環境の変化、生産性に係る問題意識等を踏まえ、新たな農業政策が展開されることとなる。

特に CAP 下の農業支援において中心的役割を果たしてきた直接支払いは「的の絞られていない (untargeted)」支援であり農業者の生産性向上阻害要因となっている等として、農業の移行期間（2021 年から 2028 年）を通じて順次縮減の上廃止される。それに代わる新たなアプローチとして「公的資金を公共財に」の考え方の下、環境の維持・向上に資する土地管理等に財政資金を提供する ELM 政策が導入される。ELM 政策において財政支援の対象となり得る公共財、財政支援・便益の例等として農業法案の審議注釈文書（UK Parliament, 2020a）において示されたものは、第 6 表のとおりである。

今後イングランドにおいて農業の移行期間を通じて展開される施策のポイントは以下のとおりである（第 7 表は個別具体の政策の展開を時間軸で示したもの）。

- a. 直接支払いについて、最後の直接支払いを 2027 年に実施した後廃止。
- b. 農業環境政策に ELM スキームを導入（ELM は、現行の農村環境施策である農村ステュワードシップ（Countryside stewardship）⁽⁷⁾「以下 CS 事業」を基調）。
- c. 動物の健康・福祉に係る道筋（Animal Health and Welfare Pathway）を設立。
- d. 農業者が、移行期間を通じて、生産性の維持・向上、研究・開発・持続可能性向上のための投資を行うことを支援するための補助金を提供。

第6表 財政支援の対象となり得る公共財，財政支援・便益の例

公共財	財政支援・便益の例
環境保全・改善する土地・水の管理	植林へのインセンティブ付を通じた、生物生息地の窒素蓄積からの保護
農村へのパブリックアクセスや環境理解の改善への支援	環境教育を目的とする訪問のため、森林管理者に対して施設整備へのインセンティブ付け
文化・自然遺産を維持・回復・向上させる土地・水の管理	歴史的な農家建物の保全。農村の美観、遺産等の保全
気候変動の緩和、気候変動への適応	泥炭地の回復へのインセンティブ付けを通じた二酸化炭素排出抑制や炭素保全
環境に係る危害の防止・抑制・保全	より良い土壌管理へのインセンティブ付け通じた洪水リスクの低減
家畜衛生・家畜福祉の保全・改善	より高い動物福祉アウトカムの試行への財政支援、家畜衛生・疾病のコントロールスキームへの参加促進
野生動物、野生の鳥、動物の遺伝資源の保護	希少な野生の種を農業者が飼育するための投資へのインセンティブ付け
植物衛生の保全・改善	植物害虫・疾病リスクの低減を通じた植物衛生の保全とバイオセキュリティ向上
農業、施設園芸、林業において栽培又は使用されている植物や、その野生種、遺伝資源の保護	野生種の保護又は活用のための方策に対する補助を通じた、新たな植物の疾病への適応、レジリエンス、バイオセキュリティの向上
土壌の保護・改善	土壌の健康改善に向けた農業者の意思決定や土壌管理に対する支援
農業・園芸・森林活動の開始又は生産性向上	肥料使用やアンモニア発生低減のため、懸濁液活用装置購入に係る補助金・融資
農業者による、又は、農業者のための農業における付随的活動(販売、マーケティング、加工、配達等)への支援	生産者による又は生産者のための活動への資金提供

資料：UK Parliament (2020a) を基に筆者作成。

第7表 農業の移行期間における政策実施のタイムライン

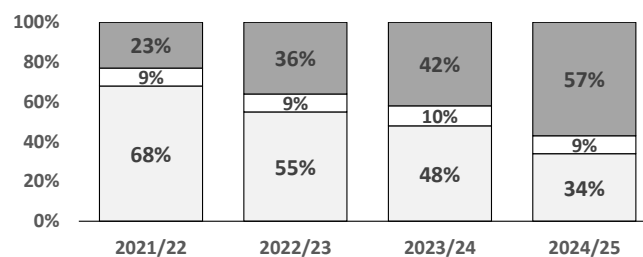
	2021/22	2022/23	2023/24	2024/25	2025/26	2026/27	2027/28
環境や動物福祉に係る成果							
新たなCS事業に係る合意と資金提供	●	●	●				
ELMのテスト、試行	●	●	●	●	●	●	
ELMの国家パイロット事業	●	●	●	●			
樹木健康に係るパイロット事業	●	●	●	未定	未定	未定	未定
ELM 持続可能な農業インセンティブ		●	●	●	●	●	●
ELM 地方自然回復				●	●	●	●
ELM 景観回復				●	●	●	●
保護景観地における農業	●	●	●				
動物の健康・福祉に係る道筋		●	●	●	●	●	●
農業の更なる繁栄							
農業投資基金	●	●	●	●	●	未定	未定
研究開発、イノベーション		●	●	●	●	●	●
スラリ－投資スキーム		●	●	●			
農業強靱性支援	●	●	●				
新規就農者支援スキーム		●	●	未定	未定	未定	未定
直接支払い							
直接支払い	●	●	●	●	●	●	●
一括支払いスキーム		●					
直接支払いを土地面積から切り離し				●			

資料：Defra (2020) を基に筆者作成。

（２）予算措置を通じた政策転換

第2図は、イングランドの新たな農業政策体系を「環境や動物福祉に係る成果創出に対する支払い」、「農業の更なる発展に向けた支援」、「直接支払い」の三つに分類した場合における農業支援のための予算シェアの推移を示したものである⁽⁸⁾。

農業法等を通じた立法措置等に加え、具体的な予算措置を通じて、直接支払いから⁽⁹⁾、
a. ELM を中心とした「環境や動物福祉に係る成果創出に対する支払い」や、b. 生産性向上に向けた投資促進、研究開発、新規就農促進等を行う「農業の更なる発展に向けた支援」へ予算振り替えられる見込みであり、これらを通じて農業の環境への寄与の向上、生産性向上が図られることが期待されている。



第2図 農業支援予算の分野別割合の推移

資料：Defra (2020)を基に筆者作成。

注. 上段「環境や動物福祉に係る成果創出に対する支払い」、中段「農業の更なる発展に向けた支援」、下段「直接支払い」。

4. 直接支払いの変革を通じた農業構造への影響

直接支払いの削減、当該支払額算定から土地面積を切り離す制度の導入、離農希望者への直接支払い金額の一括支給を通じて、Defra は土地・人材等の面から農業構造へ一定の影響を与えることを企図していると考えられる。

（１）直接支払いの削減における累進的な削減手法の導入

2021 年に開始される直接支払いの削減は、削減当初の数年は、低金額バンド（帯）部分（注：バンドは、金額の大きさごとに設定される一定の範囲ごとの区切り。この区切りに応じて異なる削減率が設定）においてはより少ない割合の削減となるよう、累進的な方法で削減が実施される。これは農業者が農業の移行を可能な限り円滑に行うことができるようするための制度設計である。

第8表は、各年における金額バンド別の直接支払い削減率を示している。例えば、2021 年において 4 万ポンドの受給権を有している場合は、3 万ポンド分については 5%削減が適用され(1,500 ポンド削減)、残りの 1 万ポンド分については 10%削減が適用され(1,000 ポンド削減)、合計で 37,500 ポンドの受け取り（2,500 ポンド削減）となる。

第8表 各年における金額バンド（帯）別の直接支払い削減率

	2021年	2022年	2023年	2024年
3万ポンドまで	5%	20%	35%	50%
3万～5万ポンド	10%	25%	40%	55%
5万～15万ポンド	20%	35%	50%	65%
15万ポンド以上	25%	40%	55%	70%

資料：Defra (2020) を基に筆者作成。

（２）土地面積からの切離し支払い

これまで直接支払いについては、土地の面積に応じてその支払額が算出されてきた。2024年にはこの仕組みを改め、支払額の算定を土地面積から切り離す（delink）予定としている。切離し支払い導入後は、支払額の算定は土地面積から切り離して算定が行われることになり、今後設定される参照期間（reference period）中のデータに基づいて直接支払いの支払額が算定され、当該算定された支払額に対して累進的な削減率が適用されることとなる。特にイングランドでは土地面積に応じた支払いは農業者の生産性向上インセンティブを阻害するとの批判が強く、2027年度の直接支払いの最後の実施前に、支払額の算出方法を変更することを通じて生産性向上への阻害効果を抑制する試みである。

（３）離農に係る一括支払い

農業部門を離れることを希望する者に対して、2022年に一括の離農支払い（Lump sum exit payments）⁽¹⁰⁾を行うことが予定されている。これは当該離農希望の農業者が2028年までの残存する移行期間中に受け取る資格を有する直接支払いの金銭について、年々の支払いに代わる一括払いにより資金を受領することを可能とする仕組みである。一括の離農支払いの受給資格を満たすには、離農のほか、幾つかの要件（土地の継承等が想定される）を満たすことが必要とされており、人材・土地面から早期の円滑な継承を促す仕組みとしたい意向と考えられる。

5. ELM（環境土地管理）政策

ここでは、「公的資金を公共財に」の考え方の下、環境の維持・向上に資する土地管理等に財政資金を提供する ELM 政策について論じる。農業環境政策への ELM の導入は、環境や動物福祉に係る成果創出に対する支払いの中核となるものである⁽¹¹⁾。

（１）ELM の支援対象、三つの構成要素

ELM の支援対象となる取組としては、「清浄で豊富な水」、「植物や野生生物の繁栄」、「環境ハザードの減少やそれからの保護」、「気候変動の緩和とそれへの適応」、「（景観等の）美しさ、歴史的遺産、環境との関わり」等に貢献する土地管理等への取組が挙げられてい

る。ELM は、第9表で示した三つの構成要素で構成されており、各要素は、対象農業者、対象活動のレベル⁽¹²⁾、対象活動の規模等においてそれぞれ特徴を有している。これらの要素は一体となって環境・動物福祉に係る成果の達成に資するものと考えられる。

第9表 ELM の各構成要素と対象者・対象活動等

ELMの構成要素	対象者・対象活動等
持続可能な農業インセンティブ (Sustainable farming incentive)	・全ての農業者が対象 ・農村全体でより重要な環境上の成果目標等を達成するための基本的な活動を支援 ・農業者が時間をかけて持続可能な変化を行うことを支援 ・環境上持続可能な方法で土地を管理する活動等に対して支払いが行われる (対象例)土壌の健全性、IPM(総合的病害虫管理)の改善、畜産に係る管理等の活動
地方の自然の回復 (Local nature recovery)	・環境上の目標をより高いレベルで達成することを目指す農業者対象 ・農業者同士の協働が効果的と考えられこれを促進させるよう制度設計 ・地方における自然の回復など環境上の優先事項に資する活動を支援 (対象例)生態系の創出・管理・回復、洪水の管理。生物の種の管理等の活動
景観回復 (Landscape recovery)	・環境上の目標をより高いレベルで達成することを目指し、かつ、景観回復に資する適切な規模の土地、自然資本資産を有する者が対象 ・長期的で大規模な土地利用変更プロジェクトを通じた景観や生態系の回復等を支援 (対象例)大規模森林の創出、沿岸生息地の創出・復元等を通じた景観や生態系の回復

資料：Defra (2020) を基に筆者作成。

(2) ELM の三つの構成要素間における対象の相違等

次に ELM の三つの構成要素間における対象の相違等についてより具体的に確認する。

「持続可能な農業インセンティブ」は、全ての農業者を対象とし、農村全体において、より重要な環境上や、動物の健康・福祉に係る成果目標を達成するための基本的な活動を支援するものである。本スキームは、現在並行して実施されている他のスキーム（例；CS事業）の下で提供されている活動を補完し、これらに対して付加的な位置づけとなるものである。幅広い営農類型の農業者（例；耕作農家、低地や高地の牧草地における農家、有機農家）にとって実現可能なものとなるよう実施される見込みである。

一方、「地方の自然の回復」、「景観回復」は、地域・景観・生態系全体において成果を、「持続可能な農業インセンティブ」以上に達成することを希望する農業者を対象とするものであり、採択においてはより競争的な仕組みになると考えられている。特に「景観回復」については、適切な自然資本（natural capital）資産を有し、景観の回復に変革を提供する適切な規模を有した土地を管理する者に限定される予定である。

(3) ELM への幅広い参画を通じた環境目標への貢献

Defra としては、今般新たに導入する ELM への農業者の参画率を、現行の農業環境スキームへの参加率（30%程度）に比べて高い水準である 70%程度⁽¹³⁾としたい考えを有している。全ての農業者を対象とする「持続可能な農業インセンティブ（Sustainable Farming Incentive）」は特に高い参加率が期待され则认为られており、このように幅広

い農業者の参加を得ることを通じて、国全体の温室効果ガス排出削減目標への貢献を含め、農業・農村が環境上の目標に多大の貢献をすることが期待されている。

(4) ELMに係る制度設計、導入スケジュール、完全展開に向けた移行措置

ELMの制度設計に関しては、国民からの意見募集(2020年2月から実施)、ELMに係る試験(test)・試行(trial)(3,000人の農業者参画予定)、国家パイロット事業(3年間で5,500人参画予定。事業の詳細は第10表参照)等を踏まえて制度設計に係る検討が重ねられ、2024年からELMが完全展開されることが予定されている(持続可能な農業インセンティブの幾つかの中核要素については2022年から実施予定)。

ELMの完全展開が開始する2024年までの間、農業者が土地を持続可能な形で管理し、ELMへの参画準備が円滑に進むよう現行の農業環境スキームに基づいて合意期間延長等を含む以下のような所要の措置が講じられることとされている。

- a. 環境上の成果実現に係る合意を既に有し、当該合意を継続することを望む者について、CS事業の延長。
- b. より幅広く野心的な環境上の取組を実施し金銭を受け取ることを望む者に対して、新たなCS事業の合意。

第10表 ELMの国家パイロット事業(2021~24年)の概要等

パイ ロ ッ ト 事 業 の 概 要	持続可能な農業インセンティブ	・比較的小規模のグループの参画を得て実施。 ・幅広い分野の持続可能な農業活動について環境上の潜在的な影響について検証。
	地方の自然回復	・農業者等同士の協働グループを見つけ出すこと等から開始。
	景観の回復	・2022年から10の大規模プロジェクトにおいて開始。 ・典型的には2,000から3,000ヘクタールの場所といった大規模のサイトで実施。 ・林地の創出、湿地の回復、沼地・湿原・塩性湿地の機能向上、その他有益で価値の高い土地利用変化に焦点を当て、環境や自然の保護・増進に資する取組を対象。 ・官民の資金を組み合わせる実施。 ・対象となる場所を国家自然保護区に指定し、法的な保護を行うことも検討対象。 ・食料生産や農業の重要性を踏まえ、農業上価値の高い土地においては実施しない方向。
参加者	(1)異なる営農類型、園芸、森林管理者を含め、ELMの3つの構成要素に関し適格性を有し得る全てのタイプの農業者が包含されるよう幅広く参加者を求める。 (2)農業者の経営規模、土地の保有形態(賃借・所有等)、地理、デジタルアクセスの程度、農業や農業環境スキームの経験等も考慮。	
参加人数	・参加者の募集は3段階に分けて実施。試行を行い改善パターンを検証するため、募集枠は時点とともに拡大。(第1段階:1,000人、その後拡大し、3段階合計5,500人を募集)	
支払い金額	・土地管理活動を提供するためのコストや、本事業における学びに積極的に貢献した時間をカバーした金銭を支払い(更なる詳細は未定。2021年前半までに開示)	

資料: Defra (2020) を基に筆者作成。

6. 農業の更なる繁栄に向けた支援

イングランドにおける新たな農業政策においては、直接支払いの削減・廃止、ELMの導入とあわせて、「農業の更なる繁栄」に向けた政策として、農業者が農業の移行期間を通じ

て生産性の維持・向上，研究・開発，人材育成，持続可能性向上のための投資を行うこと等を支援するための助成措置等が講じられる。ここでは，「農業の更なる繁栄」に向けた支援の全体像及び主要政策の具体的展開を確認することとしたい。

（１）農業の更なる繁栄に向けた支援の全体像

農業の更なる繁栄に向けた支援としては，第 11 表に示した施策・施策分野における支援内容の展開が予定されている。従来の政策との相違に着眼すると，例えば，農業投資基金は，従来の生産性向上のための助成措置と比べて，支援要件として環境における持続可能性に力点を置いていること，研究開発・イノベーションは農業者の実需に即した研究との側面に力点を置いていることに特徴を見いだすことが可能である。以下では，この二つの施策・施策分野について具体的展開を詳述する。

第 11 表 農業の更なる繁栄に係る施策・施策分野と支援内容

施策・施策分野	支援内容
農業投資基金 (Farming Investment Fund)	生産性向上のために投資する農業者への幅広い補助金。
新規就農者支援スキーム (New Entrants Support Scheme)	土地・インフラ・その他の支援へのアクセスに係る継続的機会を提供することで，新規参入者への支援を提供。
スラリー 投資スキーム (Slurry Investment Scheme)	スラリーの新たな貯蔵所・設備に投資する農業者を支援することで，農業者の行動基準の向上を支援。
研究開発・イノベーション	長期的な研究開発への支援とともに農業者主導のイノベーションを支援。
農業強靱性支援 (Farm resilience support)	直接支払いの撤廃により最も影響を受ける農業者の強靱性向上に向け支援。
技能・トレーニング	農業者のトレーニング用システムの改善に投資し，より多くの農業者がビジネスツールとして活用することを促進。

資料：Defra (2020) を基に筆者作成。

注．スラリーは家畜排泄糞尿のほか，畜舎の洗浄水，パーラ廃水，雨水等が混入することもある。

（２）農業投資基金

１）農業投資基金により拠出される補助金の考え方

農業投資基金（Farming Investment Fund）を通じた支援は，農業者が持続可能な方法で農業の生産性を向上させることができるよう，環境上持続可能な農業や土地管理を実践するための設備・技術・インフラを購入に投資を行うための（要件設定や助成を通じた）動機づけを行う仕組みである。環境に持続可能なやり方で生産性を高めることは可能であり，それにより，直接支払いに依存することなく，収益性があり持続可能な農業者になり得るとの認識に基づいている。より良く公共財を提供する品目の購入に対してはより高い補助割合が適用される予定である。また，本基金から拠出される補助金は，投資費用の全

額を補助するものではなく、農業者等による一部拠出が行われる見込みである。

2) 農業投資基金に設けられる二つの基金を通じた支援

農業投資基金の下には、投資対象の規模等に応じて以下の二つの基金が設けられる予定である。両基金共に申請は2021年開始予定である。

(i) 農業施設・技術基金

農業施設・技術基金 (Farming Equipment and Technology Fund) に基づく補助金は、特定の事前に定められたリストに示された品目の購入への補助において利用可能 (複数品目の購入に対しても補助金は支給され得る)。いかなる品目を補助対象リストに掲載するかについては、Defra と農業者等との協働による検討が進められている。

(ii) 農業変革基金

農業変革基金 (Farming Transformation Fund) に基づく補助金は、より規模の大きな設備・技術・インフラの購入コストの補助のために用いられる。審査は、申請者が本基金の目的に対して貢献可能な能力を有しているか等について審査が実施される (例: 当該申請者が水資源を効果的に活用可能であるか、栄養素や農薬を効果的に使用可能であるか等)。

3) 農業投資基金に基づく補助金の支給対象

補助金の支給対象は、効率性や生産性を向上させ、環境にも資するような設備・技術・インフラのコストへの補助が対象となる。本補助金の対象となる投資の詳細は、現在農業者等との協働で検討が進められており、今後ガイダンス文書で示されるが、Defra (2020) においては、農業施設・技術基金、農業変革基金のいずれか又は両方で対象となり得る投資として、「貯水層を含め、農場における貯水用インフラ」、「精密農業に係る設備」、「ロボット技術・自動化技術」、「動物の健康を改善させる品目」、「貯蔵・仕分け・加工のための設備・技術」、「大規模な精密農業プロジェクト」への投資が例示されている。

(2) 研究開発・イノベーション

Defra は、イノベーションを後押しすることで、生産性向上に加え、農業による環境上の負荷軽減を実現させるとの意向を有しており、新たな農業政策においては、研究開発やイノベーションに係る投資を増加させ、農業者やそれ以外の関係者 (研究者・食品関係者等を含む) が一体となり、農業が直面する課題に対して実践的解決策を提供することを後押しする考えを示している。以下では、研究開発・イノベーション政策の全体像や、農業者を関与・連携させより実需に即した研究等を促進する仕組みについて論及する。

1) 研究開発・イノベーション政策の全体像

新たな政策体系の下での農業分野における研究開発・イノベーションは、農業者、農業・

食品関係者が主導又はこれらの者の意向を十分に反映した研究開発へと変革することを通じて、研究開発が、実際の重要な課題に即応し、農業の生産性や利潤について大胆な変化をもたらすことが企図されている⁽¹⁴⁾。新たな政策体系の下で実施される研究開発・イノベーション政策は、プロジェクトの規模や、対象研究分野等に応じて、第12表に示したとおり、三つのスキームに分かれ構成されている。

第12表 研究開発・イノベーションに係る3スキーム

スキーム名	内容・特徴等
産業主導研究開発連合体 (Industry led research and development syndicates)	・最長4年の大規模プロジェクト。 ・サプライチェーンに関わる農業や食品関係組織が、科学者や研究者と連携して、生産性に係る共通した課題に対して技術を発展させ革新的な解決策を提供するため連合体が構成される。
課題別協力的研究開発(Themed collaborative research and development)	・3年から4年の共同研究開発プロジェクト。 ・農業や食品関係組織が、科学者や研究者とともに、優先度の高い戦略的課題(例：2050年までの「Net Zero」実現)に焦点を当て、より基礎的な研究開発を実施。農業の生産性を長期的に変革させる可能性を有していると考えられる。
導入加速(Accelerating Adoption)	・最長2年のプロジェクト。 ・比較的規模の小さな機動性のあるプロジェクト。 ・農業者主導によるものであり、農業現場における生産性についての足元の課題について実用的な解決策を発見することに焦点を当てたプロジェクト。

資料：Defra (2020) を基に筆者作成。

2) 研究開発・イノベーションに農業者を関与・連携させる仕組み

全てのスキームは、コンソーシアム形成のためのワークショップやネットワーク会合などを通じて農業者等との協働を誘導するメカニズムを有している。また農業者は、研究の共同設計、農場における新技術の検証への参画等を通じて、プロジェクトに関与することが可能である。(Defra (2020)では、「食料生産の変革 (Transforming Food production)」イニシアティブにおける農業者の関与・連携の例⁽¹⁵⁾を紹介)。

(3) 技能・職業訓練，農業経営におけるベンチマーク

1) 技能・職業訓練

新たな農業政策の下では、人や技能に投資をすることで、革新的・生産的で、競争力ある農業分野を実現したいとの意向が示されているが、現状の技能・職業訓練においては、異なる機関が多様な職業訓練を提供（既に農業分野に従事している者向けのもの、これから農業に取り組もうとする者向けのもの等）しており、このため、職業訓練を踏まえたキャリアルートや職業訓練の関係が不明瞭との課題がある。この問題に対処するため Defra は農業分野における職業訓練に係る専門組織として「The Institute for Agriculture and Horticulture」（農業・園芸機構）を創設するべく取組を進めている。

同機構はイングランドにおける農業・園芸における専門性の向上、職業訓練の拠点になると考えられるもので、「Food and Drink Sector Council」(食品・飲料部門協議会)の農業生産性ワーキンググループの提案により主導されたものであり、農業部門からも幅広い支持を得ているものである。同機構の下で、これまでキャリアルートと職業訓練の関係が不明瞭であったところ、農業分野の職業訓練について公的に認証された経路が示されることとなると考えられている。農業分野以外も含め職業横断的に今後設定される新たな養成訓練基準(Apprenticeship standards)等の制度と組み合わせることで、職業訓練の効果等が高められ、農業関連人材の高度化や、農業が魅力ある職業選択先となること等が期待されている。

2) 農業経営におけるベンチマーク(重要業績評価指標(KPI))の活用促進

英国においてもベンチマーク(重要業績評価指標(KPI))を業績や効率性向上の道具とし用いることは幅広く受け入れられているが、農業部門では取り上げられている割合は比較的低い。(Defra, 2020)によると何らかのベンチマーク活動を行っている農業者の割合をみると、トップレベルの業績を上げている農業者では26%、最下レベルの農業者では13%)。

このような状況を踏まえ、食品・飲料部門協議会(Food and Drink Sector Council)の下に設置された農業生産性ワーキンググループ(WG)においては、標準化された初歩レベルのKPIを開発することを提案している。これにより、同WGは、農業者は比較可能な業績について理解を深め、自身の強みと弱みを評価し、改善の機会を特定することが可能になるとしている。

酪農分野においてベンチマークを活用した取組としてAHDB(農業園芸開発公社)は、新たな「Optimal Dairy Systems」(酪農最適化システム)に係るプログラムを開発した。同プログラムは、コスト低減や効率性向上を通じた酪農経営の改善を支援する基礎的なベンチマークシステムを提供するものである。酪農経営者が利用しやすいよう重要な指標は少ない数に限定されており、酪農経営者の入力内容に対応して適切なアドバイスやより高度なベンチマークツールとリンクする仕組みとなっている。

Defraは、このような提言や取組を行っている食品・飲料部門協議会農業生産性WGやAHDB等と連携して農業経営体における重要な財務指標や持続可能性に係る成果を把握する一貫した指標セットを創出するための取組を行うとしている(Defra, 2020)。この取組は、農業・園芸部門以外の農業部門に対する指標の開発、AHDBが開発した酪農最適化システムについてより幅広い部門への展開支援、他の農業サポートスキーム等の検討を含むものであるとされている。農業経営に係るベンチマークについてのDefraの検討・取組は我が国にとっても示唆を有するものと考えられ注視が必要であろう。

7. 新たな農業政策体系と英国政府のより広い政策・目標との関係・連携

本節では英国（特にイングランド）の新たな農業政策について、気候変動対応、地球温暖化抑制等の英国全体のより広い目標・政策と、いかに関係・連携しているか論及する。

（1）環境に係る 25 年計画、「30 by 30」目標との関係・連携

英国政府は、「環境に係る 25 年計画」（2018 年公表）において、次世代に対して自然環境を保護・改善するための包括的で長期的な英国政府のアプローチを示したところであり、現在、同計画の内容を立法化するための環境法案が英国議会で審議されている。

Defra は、環境への最大限の貢献に向けては、ELM 等の新たな農業政策体系と、環境に係る 25 年計画やそれを法制化する環境法案との相互連携が重要であると位置づけている。具体的には例えば、環境法案により導入が試みられている地方自然回復戦略（Local Nature Recovery Strategies）、生物多様性の純増（Biodiversity Net Gain）、保護協定（Conservation Covenants）等の政策・考え方は、ELM 等と同様に適切な土地管理行動を動機づけ、確保しようとするものであり、これらの政策間の連携が（筆者注：取組の実効性確保等の観点から）重要であると位置づけている（Defra, 2020）。

また、ELM は、「30 by 30」目標（2030 年までにイングランドの 30%の土地を生物多様性のために保護するという目標）に対しても、生息地の創出・回復、野生生物の豊富な生息地の長期的な保護・管理を通じて貢献するものであると位置づけられている（Defra, 2020）。

（2）「Net Zero」目標等、気候変動適応との関係・連携

英国は 2021 年 11 月に国連の第 26 回気候変動枠組条約締約国会議（COP）を主催予定であり、Defra は、この機会を活用して、生物多様性の保護・改善、農業・土地利用・フードシステムにおける気候変動へのレジリエンス構築に向け、農業補助金を別目的に振り向ける（repurpose）モメンタムを構築する機会としたい旨を表明している⁽¹⁶⁾（Defra, 2020）。

英国内において 2050 年までの「Net Zero」目標実現は英国政府の最優先課題の一つと位置づけられており、農業部門を含め経済全体を通じた行動が必要であると認識されている。ELM は、農業部門における温室効果ガス排出を減少させるよう土地管理方法に変化を促すものであり、このため、イングランドにおける新たな農業政策は「Net Zero」目標等を積極的に後押しするものであると考えられている。また、炭素貯蔵の増大、植林の増加等を進めながら、気候変動の下で生じるかもしれないリスクに対してこれらの生態系（ecosystem）の適応力やレジリエンスの強化を支援する必要があるとの見解を示した上で、ELM の三つの構成要素全てはこれらを実現することに貢献するとしている（Defra, 2020）。

このように英国は国際会議等の場を活用して環境重視へのシフトを主導する意向を示

すとともに、実際に ELM 等を通じて英国の最優先課題の一つである「Net Zero」目標実現に向けた取組を推進していく考えを示しているところである。

8. おわりに

本稿においては、農業分野を取り巻く通商、労働市場・移民政策、環境・持続可能性等に係る諸状況・諸課題と新たな政策の展開について論及した。引き続き変化する政策環境、通商条件等の中で、環境への貢献重視や生産性・活力向上等の方向性が実現されるか等について引き続き注視していくことが必要であろう。

（別表）農業法 2020 の構成

第1編		財政上の支援
	第1章	財政上の支援に係る新たな権限
	第1条	財政上の支援を行う大臣の権限
	第2条	財政上の支援：形式、要件、委任、情報の公表
	第3条	財政上の支援：確認、執行、監視
	第4条	複数年財政支援計画
	第5条	財政支援額に係る年次又はその他のレポート
	第6条	財政支援の影響に係る監視等
	第2章	EU離脱後の直接支払い
	第7条	「基礎支払いスキーム」やその他の第2章における表現の意味
	第8条	イングランドにおける農業の移行期間と関連支払いの終了
	第9条	基礎支払いに適用される法令に係る修正権限
	第10条	2020年以降の基礎支払い継続に係る権限
	第11条	直接支払いの段階的廃止に係る権限
	第12条	切り離し支払いに係る権限
	第13条	関連支払いに代わり一括支払いを実施する権限
	第3章	EU離脱後のその他の財政上の支援
	第14条	農業者やその他の受給者への支払いに関連する一般的規定
	第15条	野菜・果樹生産団体への支援
	第16条	農村振興への支援
	第17条	継続するEUプログラム：財政上の支援を行う権限
	第18条	保持されたEU法令
第2編		食料・農業市場
	第1章	食料安全保障
	第19条	英国の食料安全保障についての議会への報告義務
	第2章	農産物市場への介入
	第20条	例外的な市場状況に関連した宣言
	第21条	例外的な市場状況：大臣の権限
	第22条	例外的な市場状況や一般的な目的に関連して保持されたいくつかのEU法令に係る修正
第3編		農業・食料サプライチェーンにおける透明性と公平性
	第1章	データの収集と共有
	第23条	農業―食料サプライチェーン：情報提供の請求
	第24条	「農業―食料サプライチェーン」の意味
	第25条	情報提供の請求に係る目的の特定
	第26条	第23条第1項に基づく請求：請求案の公表義務
	第27条	請求された情報の提供、情報の加工に係る制限
	第28条	情報の請求の実施
	第2章	サプライチェーンにおける農産品の生産者とその他の者の公平な取引
	第29条	農産品の購入に係る公平な取引義務
	第3章	生産者組織
	第30条	生産者組織・部門間(inter-branch)組織など：認定申請
	第31条	認定組織：競争の免除その他の規定
	第32条	第30条及び第31条に基づく規則

第4編		農業や農村に関する事項
	第33条	肥料
	第34条	動物の個体識別、トレーサビリティ
	第35条	赤身肉課徴金：グレートブリテンの課徴金組織間における支払い
	第36条	農業上の賃借
第5編		農産品
	第37条	販売基準
	第38条	有機産品
	第39条	有機産品：補足
	第40条	枝肉の分類
	第41条	第37条に基づきワイン部門のために修正を行う権限
	第42条	自由貿易協定に係る報告
第6編		WTO農業協定
	第43条	WTO農業協定の遵守を確保するための規則制定に係る権限
	第44条	第43条に基づく規則：英国内の国内支持に係る規定の制限
	第45条	第43条に基づく規則：国内支持の分類
第7編		ウェールズ、北アイルランド
	第46条	ウェールズ
	第47条	ウェールズに係る規定の期間
	第48条	北アイルランド
第8編		一般的・最終規定
	第49条	データ保護
	第50条	規則
	第51条	解釈
	第52条	派生的な修正
	第53条	派生的その他の規則を制定する権限
	第54条	経過的その他の規則を制定する権限
	第55条	財政に係る規則
	第56条	(適用)範囲
	第57条	(適用)開始
	第58条	(法律の)簡略名称

資料：農業法 2020 を基に筆者作成。

- 注 (1) 従来の「Tier2」(技能が必要な職務において 英国定住者の中で適切な人材が見つからない場合に認められる)を対象としたビザを廃止してその代わりに導入されたもの。
- (2) Regulated Qualifications Framework
- (3) このほか Agriculture and Horticulture Development Board (2016)
- (4) 2050 年までに英国全体での温室効果ガス排出を実質ゼロとする目標
- (5) 同法により、EU の直接支払いに係る規則が英国国内法に組み込まれ、大臣が 2020 年の農業者への支払いを行う権限が授けられた。2020 年における農業者への支払いは、CAP スキーム下において実施された前年度(2019 年度)の支払いとほぼ同様に行われることとなる。
- (6) 第 3 表に示したとおり、農業支援、農産物市場への介入等に係る規定はイングランドのみ適用対象。
- (7) 2014 年にイングランドにおいて開始された農地の自然環境を保全する活動を行う農業者に対して支払いを行う農業環境支払い。最低限の管理義務(クロス・コンプライアンス等)を上回る取組が対象。今般イングランドにおいて導入される ELM は CS を基調として制度設計が行われる。
- (8) 2020 年度における総支出額は 24 億 1,500 万ポンドの見込み。このうち直接支払いが 16 億 4,400 万ポンド環境や動物福祉に係る成果創出に対する支払いが 5 億 6,300 億ポンド、農業の更なる発展に向けた支援が 2 億 1000 億ポンド。Defra は 2024 年度までの期間、イングランドにおける農業支援予算について 2019 年度と同水

- 準（約 24 億ポンド）に維持するとコミットしている。
- (9) 直接支払いの削減により利用可能となった資金は、現在の議会期間中は、全て農業者のための新たなスキームに再投資される。Defra は、現在の議会期間を通じて、農業への支援額を同水準に維持することにコミットしている。
 - (10) 正式には国民への意見募集を実施した後にその実施の有無が判断される。
 - (11) ELM 以外では、動物の健康・福祉に係る道筋の設立等が挙げられる。
 - (12) 基本的な活動か、より高いレベルの成果を目指す活動か等
 - (13) 農業の移行期間終了時点
 - (14) この考え方に立ち、本プロジェクトは、他の事業者、研究機関、農業者、小規模・中規模企業を巻き込んだプロジェクトであることが必要とされている。プロジェクト資金面でも、本スキームを通じた公的資金に加えて、プロジェクトの大きさや投資内容に応じて適切な規模の民間投資が行われることが期待されている。
 - (15) 「食料生産の変革（Transforming Food production）」イニシアティブでは農業者による研究開発・イノベーションにおける貢献例として、農業者が、ロボット草刈り機をテストするための実施試験に参画することを通じて、除草剤に代わる効果的で持続可能な手法を見つけることに貢献すること、農業者が、酪農経営者の日々の意思決定を支援するデータセットを利用可能にするための技術開発を行うプロジェクトにおいて、共同設計への参画、技術開発の際の試験において実演を行うこと等を通じて貢献することが挙げられている。
 - (16) イングランドにおいて希求している改革の経験を参考例としつつ、「Coalition of willing」、「Build a Just Rural Transition」のような国際的な取組を通じて実施することで世界を主導する旨表明。

〔引用文献〕

Agriculture and Horticulture Development Board (2016) *The impact of Brexit on the UK agriculture workforce*.

Defra (2020) *The Path to Sustainable Farming: An Agricultural Transition Plan 2021 to 2024*.

FAO, *FAOSTAT*, <http://www.fao.org/faostat/en/>, accessed 1st of February 2021.

UK Government (2018) *Frameworks Analysis -Breakdown of areas of EU law that intersect with devolved competence in Scotland, Wales and Northern Ireland-*

UK Government, *UK Visas and Immigration*, <https://www.gov.uk/government/organisations/uk-visas-and-immigration>, accessed 1st of February 2021.

UK Parliament (2020a), *Explanatory Notes to the Bill*, Bill 7-EN.

UK Parliament (2020b), *Memorandum concerning the Delegated Powers in the Agriculture Bill for the Delegated Powers and Regulatory Reform Committee*.

Welsh Government (2019), *Agriculture (Wales) White Paper*

桑原田智之（2019a）「英国の EU 離脱と農業分野における諸課題」、『世界経済評論』63(2)：67-80.

桑原田智之（2019b）「英国における WTO 上の『デカップル所得支持』について—WTO 交渉・英国の EU 離脱等を踏まえた構成国ごとの動向、横断的考察—」農林水産政策研究所『【主要国農業戦略横断・総合】プロジェクト研究資料 第 10 号）』.

桑原田智之（2020）「英国—EU 離脱後の英国による貿易・移民・農業政策の新展開—」農林水産政策研究所『【主要国農業戦略横断・総合】プロジェクト研究資料 第 1 号）』.